

令和3年度（2021年度）
事業報告書

2021年4月1日から

2022年3月31日まで

公益財団法人 東京エムオウユウ事務局

第1章 はじめに

国際海運では早くから航海自由の原則が確立され、船舶の国籍を問わず国際航路に参入できるようになっています。このため、競争が激しくなるとともに、船会社は所有船の船籍をリベリア、パナマなどの国(便宜置籍国)に置き、コスト削減を図るようになりました。

船舶の安全規制は、国際条約に基づき、船舶が船籍を置く国(旗国)が第一義的責任を負っています。しかし、初期の便宜置籍国は、条約で定められた安全・環境保護規制に十分な能力を持たず、便宜置籍国の船舶が世界各地で事故を起こし、油流出による海洋汚染や沈没による航路障害を引き起こしました。1978年には便宜置籍国に船籍を置く巨大タンカーが操舵装置の故障からフランス沖で座礁し大量の原油を流失、沿岸国に多大の被害をもたらしました。

事故の影響を被った欧州各国は、寄港する外国船舶が国際基準に定められた要件に適合しているかを確認する必要があるとの認識を持ち、国際条約上認められたPort State Control(PSC:寄港国船舶検査)と称される立入検査で確認しようとしてきました。しかしながら、PSCを確実に実施するためには、次のような問題がありました。

1. 近隣の港湾間で、検査内容に差異があると、例えばA港が厳しく隣接するB港が安易なPSCを行えば船舶はB港に流れるといった、不適切な競争を招くおそれがあること。
2. 船側にとっては、寄港国毎に立入検査を受けることとなると円滑な運航に支障を来すこと。

これらを解決するには、地域内において統一的な手法によりPSCを実施するとともに、ある港のPSCで問題ないと判定された船舶については一定期間近隣港ではPSCを実施しない等の措置を講じるために地域内での検査結果を共有するといった国際協力が必要になります。このため、欧州各国は、1982年にパリで「PSCに関する地域協力に関する覚書(Memorandum of Understanding)」(パリMoU)を採択しました。パリMoUにより欧州ではPSCが組織的に実施されるようになり、国際基準を満足しない船舶(サブスタンダード船)が減少しました。

国連の専門機関である国際海事機関(IMO)は、パリMoUの成果を踏まえ、他の地域でも同様の措置を講じることを促すため、「PSCに関する地域協力の促進に関する総会決議」を1991年に採択しました。これを受け、日本がイニシアティブをとり1993年に東京で「アジア太平洋地域におけるPSCの地域協力に関する覚書」(東京MOU)が採択されました。現在、日本、中国、韓国、豪州等の21の国・地域が東京MOUの加盟当局になっています。

PSCに係る地域協力を実効あるものとするには、PSCに関する検査手法の統一、検査情報の共有、情報公開などに関する詳細を定めなければなりません。これには、加盟当局間の意見調整が必要になります。また、統一的な検査手法の徹底や検査情報システムの円滑な運用を図るためには、PSC関係職員に対する研修・訓練が必要になります。

本財団は、東京MOU加盟当局間の意見調整などを円滑に実施できるようにするためのMOU事務局事業と、各加盟当局のPSC関係職員の研修等を企画・実施する研修事

業を行っています。なお、アジア太平洋地域には発展途上国も多く、東京MOUにより多くの国が参加できるように日本の民間資金(日本財団の助成金)を活用し各国の資金負担を軽減しています。

第2章 事業報告

昨年度世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症は2021年度においても依然として収束せず、感染拡大防止のため海外渡航制限、ロックダウン等の措置が継続して講じられました。これらの各国の感染拡大防止策により海運業界にも様々な影響が及び、就中、条約に定められた要件の実施において条約に定められた旗国検査、監査、船員交代等の円滑な実施が妨げられるなどの事態が継続しました。また、2022年2月24日発生したロシアのウクライナ侵攻による港湾の封鎖等に伴い条約で定められた期間内の外航船員の帰還にも支障が及ぶ事態が生じています。本財団の活動においても東京MOU加盟当局におけるPSC検査件数はリモート検査の導入のなどの暫定措置により、昨年度よりは上昇したものの感染症拡大前の水準には及ばず、また継続する海外渡航制限により対面形式による会議、研修の開催が困難になるなど大きな影響が及び、昨年度に引き続き様々な対応を迫られました。

1. MOU事務局事業

1. 東京MOUには現在21の国・地域のPSC当局が加盟しており、加盟当局責任者の会合であるPSC委員会を毎年ほぼ1回各国持回りで開催しています。本財団は、PSC委員会の事務局の役割を担っており、委員会開催の日程調整、提案文書の回章、事務局提案文書作成及び委員会での説明、委員会報告書の作成等を行っています。本年度は第32回PSC委員会を2021年9月にペルーにて開催する計画としていました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大に拠る各国の渡航制限のため、対面形式による会議の開催は困難と判断し、2021年7月、同委員会をオンライン方式で開催すると本財団提案に全加盟当局の賛同を得て、同年10月21日及び22日に開催することとしました。本PSC委員会での主な決定事項等は、次のとおりです。

(1) 新型コロナウイルス感染症の世界的流行下における対応

新型コロナウイルス感染症の世界的流行下における各当局の検査実績等が報告され、一部の当局では新型コロナウイルス感染症拡大前のレベルまで検査件数の回復が見られるものの、その他の当局では依然として低い水準に留まっており、また、一部の当局では代替暫定手段として合意されたリモート検査を行っていることを確認しました。また、多くのリモート検査が実施されている状況を踏まえ、2021年の年次報告書では訪船検査と同様にリモート検査実績についても集計を行い掲載することに合意しました。

(2) MOUの改正

MOU附属書2(New Inspection Regime)中、バルクキャリア及び検査優先度について更なる明確化を図るための改正(2022年1月1日実施)に合意しました。

(3) リモート・フォローアップ検査の本格実施

第30回PSC委員会(2019年10月)にて試行的に実施することに合意したリモート・フォローアップ検査(PSC検査官の立会なしに証拠書類等をもとに実施するフォローアップ検査^(注))について、ガイドラインを一部修正の上、2022年1月1日から本格実施することに合意しました。リモート・フォローアップ検査は、各当局の判断により、指摘された不適合事項の是正に関し適切かつ信頼し得る証

拠がある場合に、特定の環境の下に、実際にPSC検査官が訪船することなく、欠陥の改善状況を検証しPSC検査を結了する仕組みで、あくまでも当局の判断で行うものであることが再確認されました。

(注) 以前のPSC検査において指摘された不適合事項の是正を確認するための検査。この検査で是正が確認されれば、検査データベースにおける当該船舶の検査結果データ中の不適合事項については是正済みである旨が明示されます。

(4) 集中検査キャンペーン(CIC)

第7回IMO条約等実施小員会(III7)の決定を踏まえ、2024年に実施予定の「船員の賃金及び雇用契約」に関するCICに海上労働条約の2014年改正で新たに追加された船員召還のための金銭保証要件に関する項目を追加することが合意されました。また、昨今コンテナ船の事故が多発していることに鑑み、2026年には「貨物の固縛」をテーマにCICを実施すること及びパリMoUに対し当該CICを合同で実施する旨合意しました。

(5) 検査ガイドラインの策定

固定式CO₂消火装置に関する検査ガイドライン及び不適合事項の記載方法に関するガイドラインを採択するとともにCO₂以外の固定式消火装置に関する検査ガイドライン及びブラックアウト試験に関するガイドラインの策定に向け、それぞれ会期間会合を設置することに合意しました。

(6) 財政報告

2020年度の事務局及びデータセンター(APCIS)の財政報告が行われ、長年に亘る日本財団の御支援に関し感謝の意が表明されました。



オンライン方式 (MS Teams) により開催した第31回PSC委員会

(7) その他の審議事項

旗国及び認定検査機関のパフォーマンス評価計算方法の見直しについて審議されたほか、漁船に対するPSCに関し予備的検討事項について審議を行い、いずれも今後継続的に検討していくこととなりました。

(8) 議長、副議長の選出

今次会合末で議長、副議長の任期が満了するため、規定に基づき、次期(向こう3会期)の議長及び副議長に、それぞれ、**Mr. Kenny Crawford** 及び **Mr. Chen Kit Jam**(シンガポール海事港湾庁)を再選しました。

- .2 東京MOUでは、PSC委員会の会期間にインターネットを介し審議を行うための作業部会を設置しています。本財団は、メーリングリストの整備、部会討議への助言等を行い、作業部会が円滑に進捗するような支援を行いました。この一環で2022年2月15日、オンライン方式にて漁船に対するPSC会期間会合(**Intersessional Group on Fishing Vessels**)を開催し、漁船に対するPSC実施に係るロードマップ案及び漁船に係る不適合コード案等について審議を行いました。本財団は事務局としてオンライン会議のセッティング、会議資料の準備、議事進行の補佐等の業務を行いました。
- .3 同年4月30日、東京MOUの2020年の活動状況をとりまとめた **Annual Report 2020** を公表しました。同 **Report** にはPSC委員会の決定事項、研修等の開催状況、加盟当局が実施したPSC検査データの概要、当該データに基づき作成した旗国、政府代行機関別の格付等が記載されており、本財団が原案を作成し加盟当局の了承を得て公表しています。
- .4 同年5月17日から19日までオンライン方式により開催されたパリMoU第54回PSC委員会に東京MOUを代表して参加し、東京MOUの活動状況を報告や集中検査キャンペーンの合同実施についての協議を行うとともに、情報交換を行いました。
- .5 同年7月12日から16日までオンライン方式で開催されたIMO第7回条約等実施小委員会(III7)に東京MOUを代表して出席し、東京MOUの活動状況等について報告を行うとともにPSCに関する審議に参加しました。
- .6 PSC委員会で決定した基本方針に基づきPSC標準マニュアルの改訂作業を進め、同年7月27日及び12月22日に各国へ改訂版を送付しました。
- .7 同年9月14日、パリMoU事務局が招集した **Regional PSC regime Secretariat Meeting** (オンライン方式)に参加し、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響をはじめ各PSC地域協力組織事務局代表と意見交換を行いました。
- .8 同年11月11日、船舶に関するデータベースを提供している**EQUASIS**事務局と、パリMoU事務局代表とともにデータベースの課題についての協議をオンライン方式にて行い、解決方策について合意しました。
- .9 昨年度、地方運輸局外国船舶監督官等の本財団の活動に対する理解の促進に努めるとともに、本財団の事業に対しより一層の協力をお願いするため7の地方運輸局等において東京MOU業務説明会を開催しましたが、昨年度実施できなかった東北、北陸信越及び近畿運輸局での業務説明会を以下のとおり開催しました。なお、本説明化については今後も必要に応じ実施する予定です。

(1) 近畿運輸局:2021年12月1日

(2) 東北運輸局:2021年12月7日

(3) 北陸信越運輸局:2021年12月20日

2. 研修事業

アジア太平洋地域内で統一的にPSCを実施するため、本財団はPSC職員に対する研修・訓練を企画、実施しています。研修等の計画は、PSC委員会の意見等を聴取し5年毎に見直しています。また、アジア太平洋地域には途上国も多いため、当財団が研修等に参加する途上国職員や途上国へ派遣する専門家の旅費などを支援しています。

今年度本財団が計画していた研修等については、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴う海外渡航制限等により対面方式を主体とする事業については、中止又は延期せざるを得ませんでした。セミナー及び専門家派遣研修についてはオンライン方式により以下のとおり開催しました。なお、2022年3月にカナダ主催によりオンライン方式による専門研修を実施する予定でしたが、ロシアのウクライナ侵攻に伴う同国政府の方針により延期されることとなりました。

- .1 2021年7月6～8日、オンライン方式にて第28回セミナーを実施し2021年の集中検査キャンペーン(復原性全般)に係るガイドライン、最近のIMO環境規制の動向等についての講義を行いました。同セミナーには99名(域内86名、域外10名、事務局3名)が参加しました。
- .2 加盟当局からの要請に基づき専門家派遣事業を以下のとおり実施しました。
 - (1)2021年10月11～13日 マレーシアPSC検査官に対し日本の専門家が講義
 - (2)同年10月13～14日 インドネシアPSC検査官に対しシンガポールの専門家が講義
 - (3)同年11月16～18日 パプアニューギニアPSC検査官に対しニュージーランド、オーストラリア及び中国の専門家が講義
 - (4)同年11月22～26日、ベトナムPSC検査官に対し日本の専門家が講義
 - (5)同年12月16～17日、タイPSC検査官に対し日本の専門家が講義

また、昨年度に作成した条約等の規定内容を解説する一般研修事前学習用教材(24科目32教材)を市販の汎用DLPシステムにアップロードし、一般研修に参加する研修に向けてのDLP事前学習システムを完成させ、試験運用を行いました。

3. その他の事業

日本財団の支援を受け、基準不適合船の温床となっている東京MOU域内の低格付けの旗国(ブラックリスト国)5カ国(カンボジア、キリバチ、モンゴル、パラウ及びトンガ)5名の政策担当者等を招集し、ベトナムにおいて、旗国としての責務に関する講義、旗国パフォーマンス向上に係る優良先行事例の紹介、旗国パフォーマンス向上に係る技術協力プログラムの紹介等を内容とするセミナーを開催すべく所要の準備を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の継続に伴う海外渡航制限により中止せざるを得ませんでした。本件セミナー事業については、日本財団の御厚意により、2022年度に事業延長を行い、同年度に改めて開催することが認められました。

第3章 管理業務

1. 理事会及び評議員会

本年度の理事会及び評議員会等の開催状況は、次のとおりです。

- .1 第24回理事会:2021年6月3日、議題＝2020年度事業報告案、決算報告案、定時評議員会の開催、業務執行理事職務状況報告
- .2 第14回評議員会:2021年6月22日、報告事項＝2020年度事業報告及び決算報告
- .3 第25回理事会(書面):2022年3月23日、議題＝2022年度(令和4年度)事業計画案及び予算案、業務執行理事職務執行状況報告

2. 事務局組織

2021年度末の本財団組織図は、別添のとおりです。

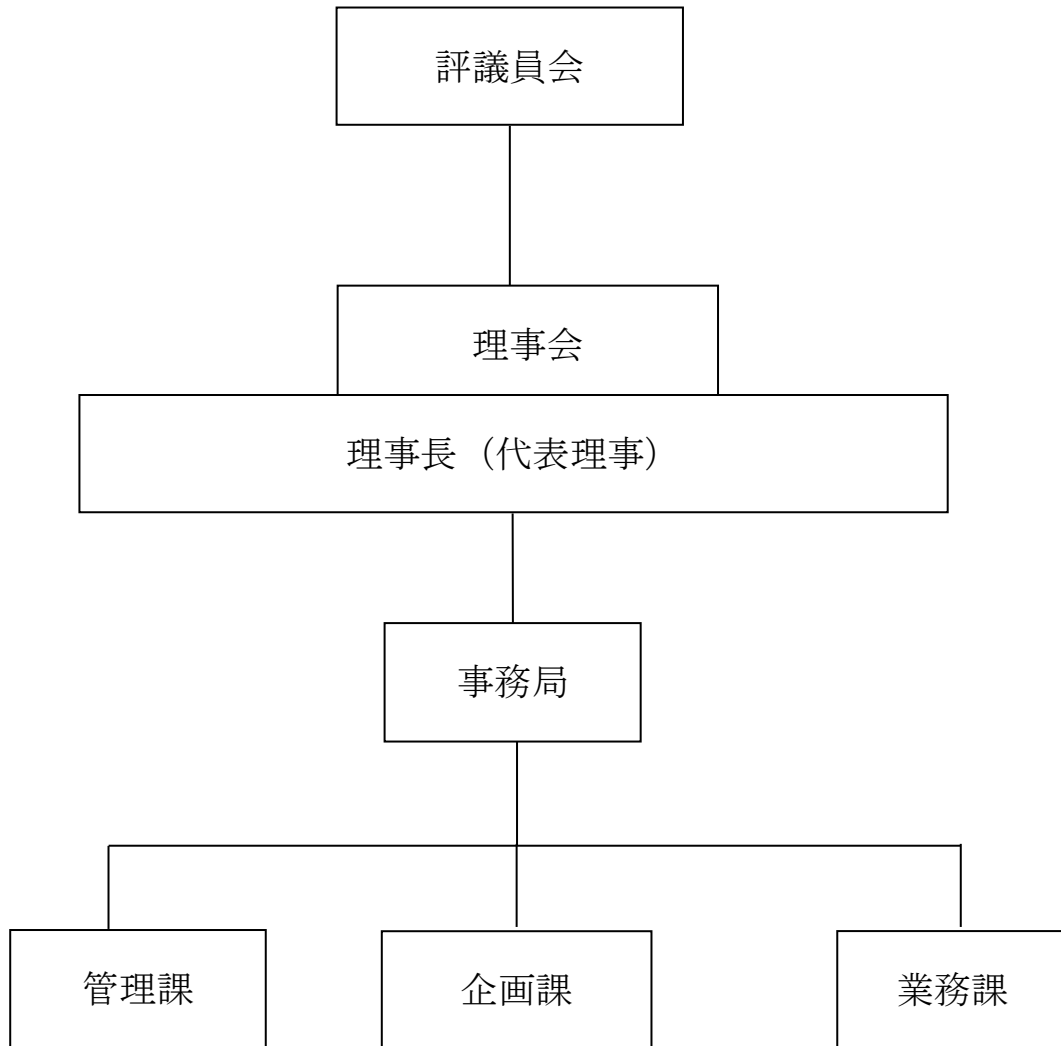
3. 財産等

- .1 2021年度末の基本財産は5千万円であり、長期国債で運用し満期保有目的債券としています。本財団の最も大きな財産である研修事業基金(2021年度末簿価:約22億33百万円)は、各種債券、公社債投信及び銀行預金で運用し時価評価をしています。
- .2 本財団の主な収入は、各国拠出金、日本財団助成金及び研修事業基金運用益です。

組織図

別添

令和4年3月31日現在



<附属明細書の作成について>

上記の事業報告に関して、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定されている附属明細書によりその内容を補足すべき重要な事項はありませんので、附属明細書は作成していません。